

# 登米市競争入札参加資格審査申請の手引き（建設工事）

- 1 入札参加資格審査申請書（建設工事）・・記載例を参考に作成してください。  
※Excel データのまま、電子申請システム（BID-ENTRY）に添付してください。

【ここからの提出書類は、PDF データを電子申請システム（BID-ENTRY）に添付してください】

- 2 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）

更新中の場合は、申請日時点で最新のものを提出し、**補正期間の令和8年2月27日（金）**までに更新したものを再度提出してください。

- 3 工事経歴書

希望工種別に、過去2年分の官公庁工事実績を記載してください。実績がない場合は、工事名欄に「実績なし」と記載してください。

※建設業許可や経営事項審査の申請時に提出する、工事経歴書の提出で代用することができます。

また、必要事項が網羅されていれば、任意様式で提出いただいても問題ありません。

- 4 技術職員名簿（経営事項審査申請書類の別紙二）

経営事項審査申請書類の別紙二を提出してください。

- 5 建設業許可通知書（又は建設業許可証明書）

更新中の場合は、それを証明するものを提出してください。

- 6 営業所一覧表（建設業許可申請書類の別紙二）

支店等に委任する場合は、建設業許可申請書類の別紙二（委任先の支店等が希望工種の許可を有していることが確認できるもの）を提出してください。

- 7 専任技術者一覧表（建設業許可申請書類の様式1別紙4－専任技術者一覧表）※申請日記載のもの

建設業許可を受けている全ての工種について、本店及び支店等の専任技術者が確認できるものを提出してください。

- 8 委任状（建設工事）・・押印2箇所

支店等に委任する場合に提出してください。また、委任者（実印）・受任者両方の印を押印してください。

- 9 使用印鑑届・・押印2箇所

入札、見積、契約締結及び代金請求等に使用する印鑑を押印してください。使用印に実印を使用する場合は、「使用印鑑」欄にも実印を押印してください。

支店等に委任する場合は、「使用印鑑」欄には受任者の使用印を押印し、「代表者職氏名」欄には、代表者の実印を押印してください。

※社印（社判・角判）等の役職・個人を特定することができない印は、使用できません。

- 10 印鑑証明書

申請日の3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

- 11 履歴事項全部証明書（法人の場合）／身分証明書（個人事業主の場合）

申請日の3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

身分証明書については、本籍地のある市区町村の役所で証明を受けてください。

## 12 国税、都道府県税、市町村税の証明書

申請日の3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。（領収書の提出は不可）

所在地が「東京都23区」の場合、市町村税については都税と同じものを提出してください。

※入札参加資格審査申請用として取得してください。

(1) 国税・・税務署発行の「納税証明書」(電子納税証明書可) ※国税庁サイトへリンク

法人は様式「その3の3」で「法人税」及び「消費税及び地方消費税」

個人は様式「その3の2」で「所得税」及び「消費税及び地方消費税」

※国税に係る納税証明書の請求は、e-Taxを使ったオンライン請求が便利です。

e-Taxソフトにログインしていただき、メインメニューの「申告・申請・納税」から「納税証明書の交付請求」を選択してください。

(注)e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

↓国税庁サイト



(2) 都道府県税・・所在地（支店等委任の場合は当該支店所在地）の都道府県発行のすべての税目に係る「納税証明書」(未納がない旨表示されているもの)

(3) 市町村税・・所在地（支店等委任の場合は当該支店所在地）の市町村が発行する「未納又は滞納がないことの証明」

・所在地（委任先）が登米市外の業者

所在地の市区町村に「未納又は滞納がないことの証明」を発行しているか確認してください。

発行していない場合は、「様式 未納の税額がないことの証明書（入札参加資格審査申請用）」で証明を受けるか、未納や滞納がないことが確認できる書面の交付を受けてください。

## 13 資本関係又は人的関係に関する調書

資本関係又は人的関係がある場合に提出してください。

## 14 舗装関係職員等届出書、舗装技術者実務経験調書様式、機械調書

※市内業者（登米市内に本社または支店等（委任先）を有する業者）のみ

舗装工事のうち、アスファルト舗装工のみ自社施工の可否を確認しておりますので、**舗装工事の登録を希望する場合で、アスファルト舗装工を自社施工できる場合**に提出してください。アスファルト舗装工を自社施工できない場合は、提出不要です。

※アスファルト舗装工を自社施工できない場合でも、舗装工事の登録を希望することができます。また、アスファルト舗装工の自社施工の可否の届出に変更（自社施工可能 ⇒ 自社施工不可能、自社施工不可能 ⇒ 自社施工可能）が生じた場合には、速やかに変更届を提出してください。

自社施工の条件については、以下のとおりです。

### （1）次の職員が常勤していること。

- ・舗装技術者
- ・アスファルトフィニッシャーオペレーター  
※アスファルトフィニッシャーに係る施工部分を下請負させる場合を除く
- ・マカダムローラー運転手
- ・タイヤローラー運転手
- ・補助作業員（レーキマン）

### （2）常勤とは、次のいずれかに名前が記載された場合とする。

- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・住民税特別徴収税額通知書
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ・その他常勤性が確認出来る書類

### （3）必要な資格

- ・舗装技術者（①又は②のいずれか）  
①1級又は2級舗装施工管理技術者  
②民間工事を除く舗装工事又は舗装を含んだ工事（下請で行った工事も含む）に関し、直近10年間で5年以上の現場監督（現場代理人等）の経験年数（年度間最低1件以上を5年間以上）を有する者 ※ただし、アスファルトフィニッシャーを用いた工事とする。
- ・アスファルトフィニッシャーのオペレーター ※  
①車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能講習  
②建設機械施工管理技士（2級以上）  
・マカダムローラー運転手及びタイヤローラー運転手 ※

※公道での走行には、小型特殊自動車免許もしくは大型特殊自動車免許が必要です。

## 15 水道施設工事技術者届出書

※市内業者（登米市内に本社または支店等（委任先）を有する業者）のみ

水道施設工事を希望する場合は、提出してください。該当者がいない場合でも、氏名欄に「該当者なし」と記載して提出してください。

## 16 特例浄化槽工事業者届出書

※市内業者（登米市内に本社または支店等（委任先）を有する業者）のみ

浄化槽設置工事を希望する場合は、特例浄化槽工事業者届出書及び浄化槽設備士証（又は免状）を提出してください。